

第 3 期 廿日市市 子ども・子育て支援事業計画

素案

令和 7 年 3 月
廿日市市

はじめに

市長メッセージ

令和7年3月

〇〇〇〇

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 法的な位置づけ	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
第2章 こどもと子育てを取り巻く状況	5
1 人口・世帯の動向	5
2 こども・子育てにかかる支援事業一覧	9
3 放課後の居場所づくりに関する事業	13
4 前計画の検証と評価	15
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 将来像	22
2 基本目標	23
3 重点施策	24
4 計画の体系	25
第4章 事業計画	26
基本目標1 教育・保育サービスを充実させる	26
基本目標2 こどもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する	30
基本目標3 みんなで子育てを支える	40
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	44
1 子ども・子育て支援事業の給付	44
2 教育・保育サービスの提供区域	46
3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	48
4 教育・保育サービス	49
5 地域子ども・子育て支援事業	56
第6章 計画の実現のために	68
1 計画の推進主体と連携の強化	68
2 計画の達成状況の点検・評価	70

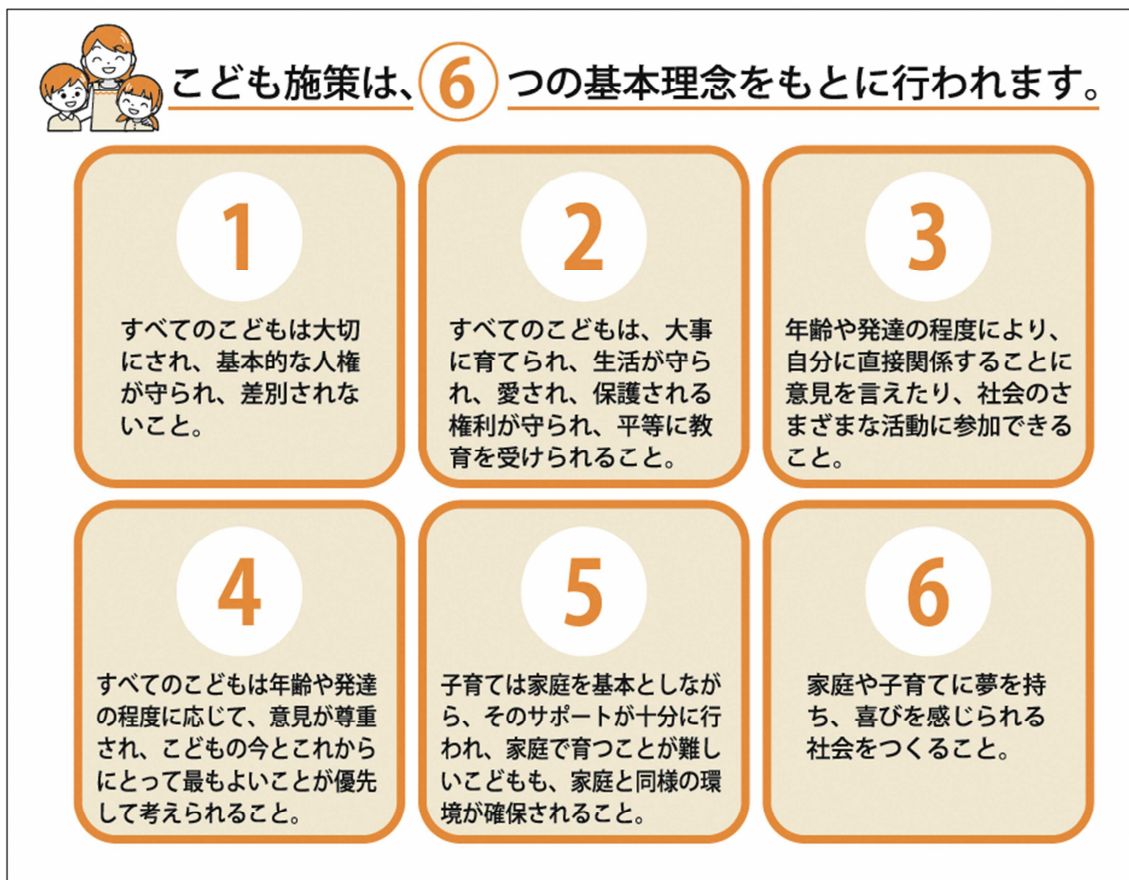
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■ こども基本法に定められた6つの基本理念



2 計画策定の趣旨

今日のこども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国のこども・子育て支援は新制度に移行することになりました。その中で、市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育及び地域の子育て支援事業についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

廿日市市（以下「本市」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条における「地域行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条における「市町村計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	地域行動計画 (努力義務)	市町村計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画	○こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための計画



一体的に策定



第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画

第2期
廿日市子ども・子育て支援事業計画

○廿日市総合計画
○廿日市地域福祉計画
○廿日市障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
○廿日市健康増進計画・食育推進計画
○廿日市自殺対策計画
○廿日市教育振興基本計画
○廿日市産業振興ビジョン

第3期
廿日市子ども・子育て支援事業計画

《計画の基本的な考え方》

- 基本理念
- 施策体系

《子ども・子育て支援事業計画》

- 教育・保育提供区域の設定
- 教育・保育の需要量及び確保方策
- 地域子ども・子育て支援事業の提供

《包含する計画や施策》

- 「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」による「市町村計画」

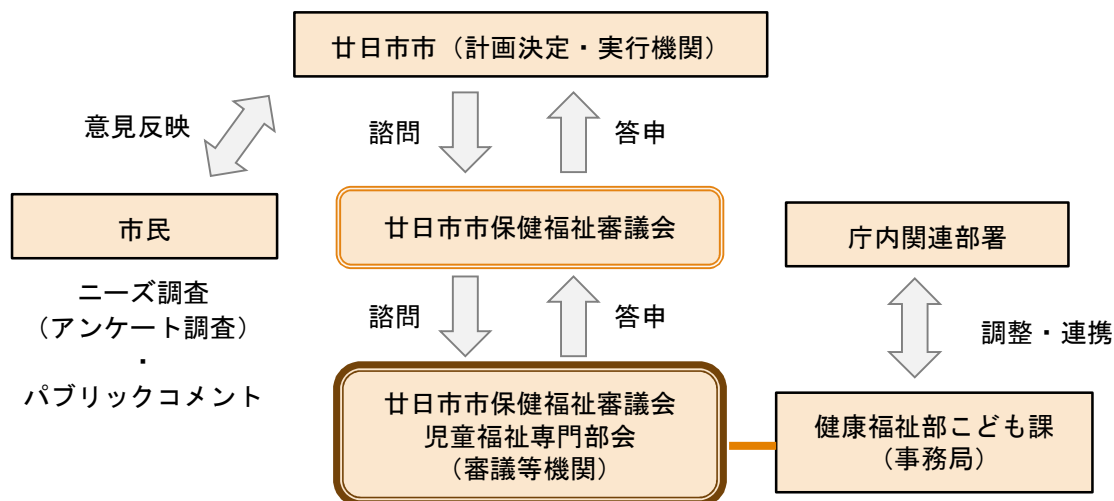
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
第 2 期 21 年度市 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第 3 期 21 年度市 子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている地方版子ども・子育て会議として、「廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会」を設置し、計画内容及び施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望を計画に反映させることを目的として、ニーズ調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者
調査期間	令和6年1月12日～令和6年1月31日	
調査方法	郵送による配布・回収、WEB回答	
配布数	1,800票	1,800票
回収数	936票 (WEB入力：362票)	852票 (WEB入力：335票)
回収率	52.0%	47.3%

(3) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第2章 こどもと子育てを取り巻く状況

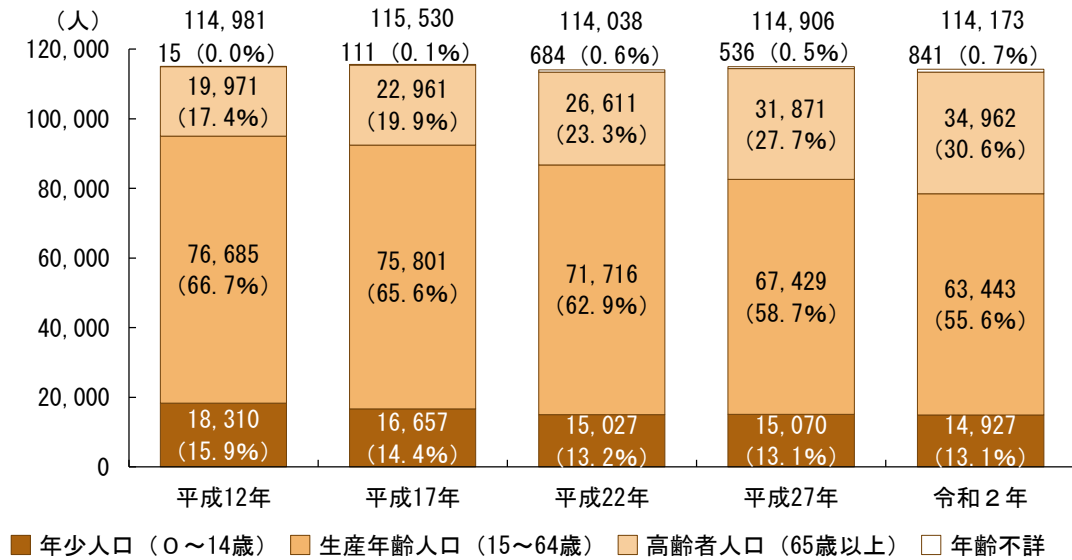
1 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯数の推移

総人口・年齢区分別人口の推移をみると、総人口は、平成17年をピークに減少傾向に転じており、令和2年は114,173人となっています。年齢区分別では、生産年齢人口（15～64歳）は減少が続き、年少人口（0～14歳）も減少傾向となっており、構成割合も低下傾向となっています。また、高齢者人口（65歳以上）は増加が続き、構成割合も上昇が続いています。

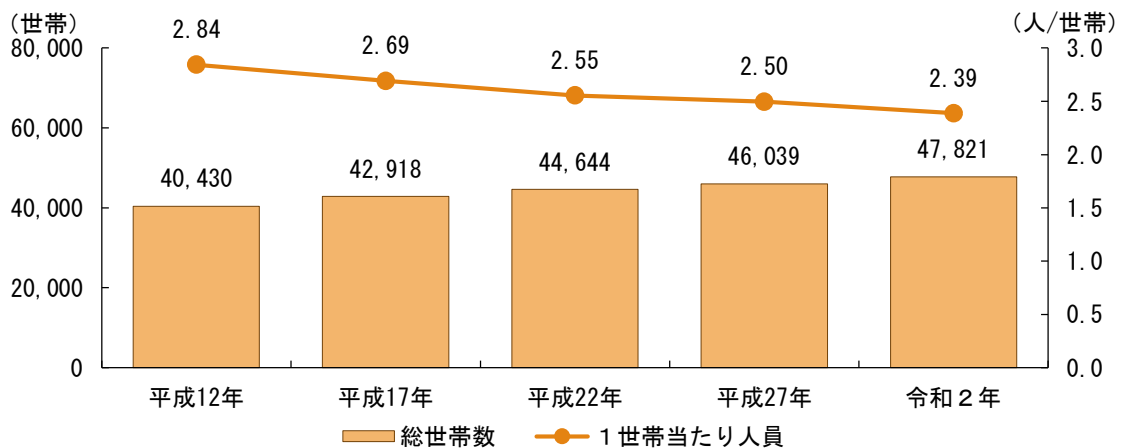
世帯数の推移をみると、総世帯数は増加が続き、令和2年には47,821世帯となっていますが、1世帯当たり人員は減少が続いており、令和2年は2.39人となっています。

■総人口・年齢区分別人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■世帯数の推移



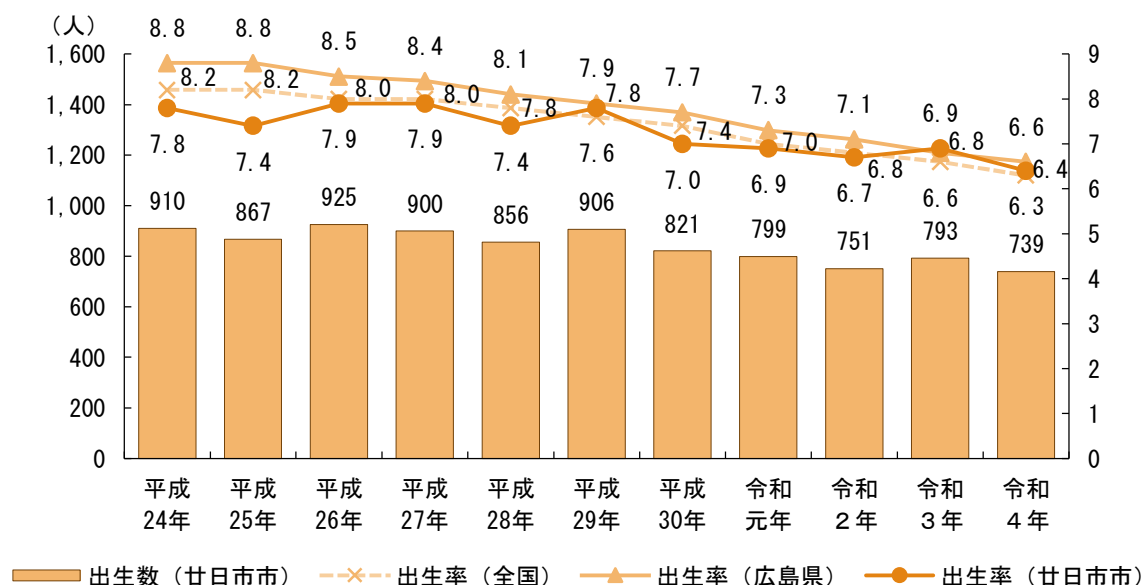
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 出生率の推移

出生数・出生率の推移をみると、本市の出生数は年による増減はありますが、減少傾向となっており、令和4年は739人となっています。本市の出生率は、平成29年までは7.0を超えていましたが、令和元年以降は、7.0を下回っています。また、令和2年までは広島県を下回って推移していましたが、令和3年、令和4年は広島県を上回っています。

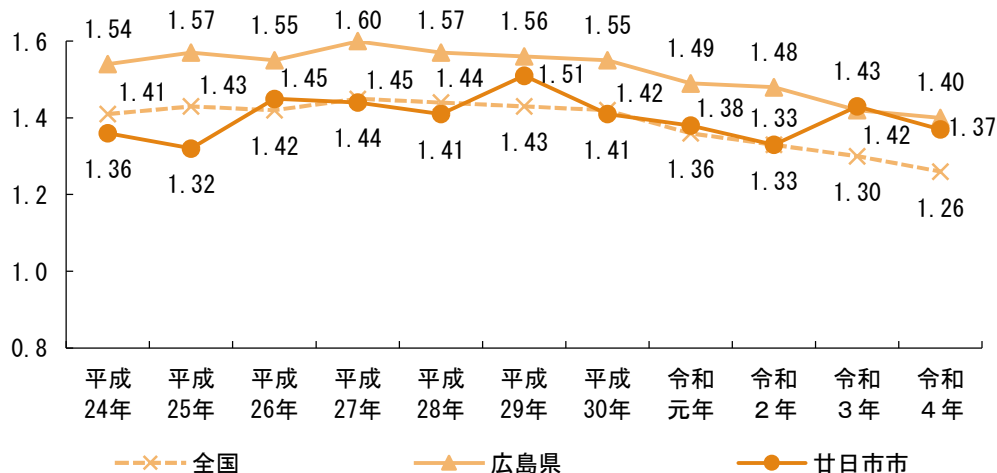
合計特殊出生率の推移をみると、平成29年の1.51から低下が続いていましたが、令和3年に上昇し、令和4年は低下したものの1.37となっています。全国、広島県と比較すると、平成26年以降は、全国と同程度か上回っており、広島県を下回って推移していましたが、令和3年、令和4年は同程度となっています。

■出生数・出生率の推移



資料：広島県人口動態統計年報、広島県及び全国（令和4年）は人口動態統計

■合計特殊出生率の推移

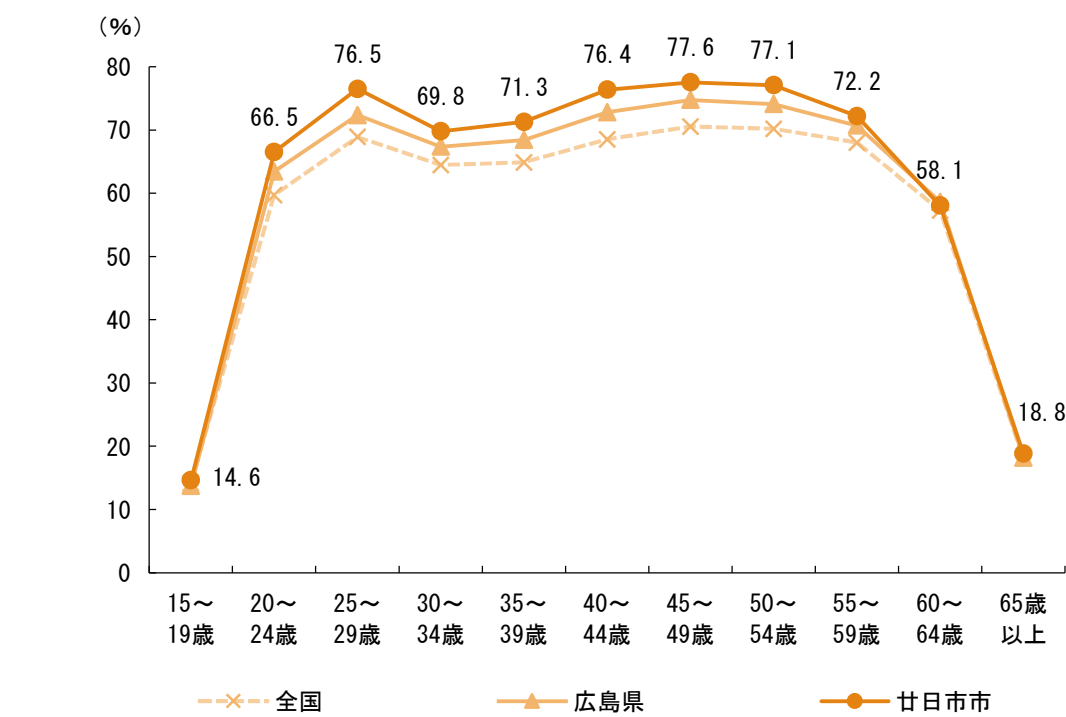


資料：広島県人口動態統計年報、廿日市市は独自集計、広島県及び全国（令和4年）は人口動態統計

（3）女性の就業率の推移

年齢階層別（5歳区切り）の就業率をみると、30歳代はその前後と比較して低くなっており、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がみられます。
全国、広島県と比較すると、20歳代から50歳代にかけて、どちらも上回っています。

■年齢階層別（5歳区切り）の就業率



単位：％

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
廿日市市	14.6	66.5	76.5	69.8	71.3	76.4	77.6	77.1	72.2	58.1	18.8
広島県	13.8	63.5	72.4	67.4	68.4	72.8	74.8	74.1	70.7	58.7	18.2
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	18.1

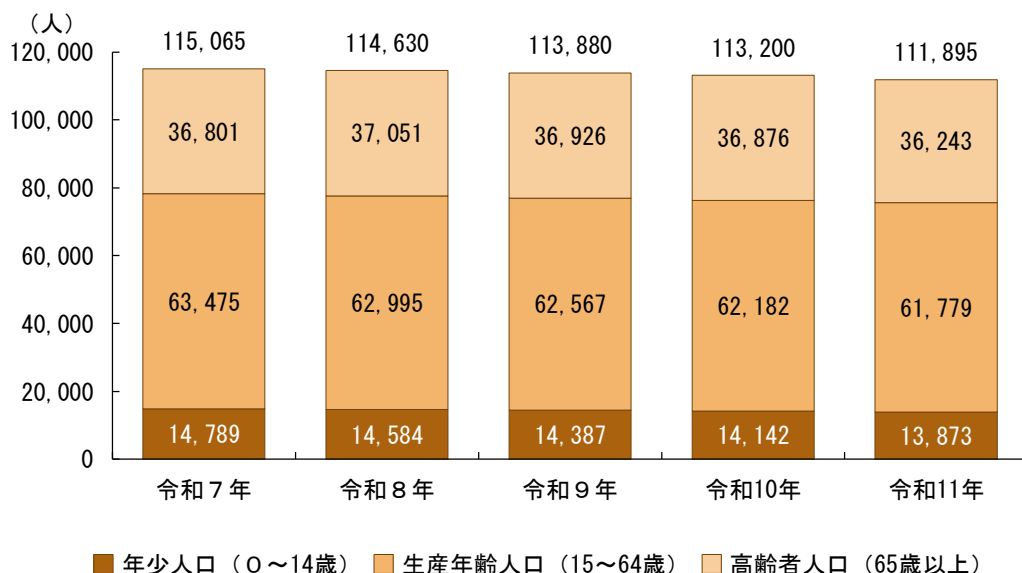
資料：令和2年国勢調査

(4) 推計人口

人口の推計をみると、計画期間中の令和11年まで、総人口、年少人口ともに減少が続くものと見込まれます。

児童数の推計をみると、就学前児童計、小学生児童計ともに減少が続くものと見込まれます。

■人口の推計



資料：実績値は、住民基本台帳人口（各年4月1日）、推計値はコーホート変化率法により算出

■児童数の推計

単位：人

	令和5年 4月1日 現在	令和6年 4月1日 現在	推計児童数				
			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	730	707	701	684	670	656	640
1歳	847	783	781	760	741	725	709
2歳	869	891	823	812	791	772	756
3歳	879	904	914	853	842	821	802
4歳	950	904	920	932	870	859	838
5歳	1,060	959	917	940	952	889	878
就学前児童計	5,335	5,148	5,056	4,981	4,866	4,722	4,623
6歳	1,062	1,073	988	932	955	967	903
7歳	1,054	1,072	1,088	997	941	964	976
8歳	1,123	1,061	1,077	1,093	1,002	946	969
9歳	1,091	1,123	1,065	1,083	1,099	1,007	951
10歳	1,093	1,091	1,136	1,071	1,089	1,105	1,013
11歳	1,067	1,101	1,102	1,140	1,075	1,093	1,109
小学生児童計	6,490	6,521	6,456	6,316	6,161	6,082	5,921
12～18歳	7,364	7,392	7,408	7,469	7,584	7,643	7,644

資料：実績値は、住民基本台帳人口（各年4月1日）、推計値はコーホート変化率法により算出

2 こども・子育てにかかる支援事業一覧（令和7年4月1日時点）

（1）認定こども園・保育園・地域型保育事業（認可保育施設）

■認定こども園・保育園・地域型保育事業（認可保育施設）の一覧

地域	施設名	施設 類型	所在地	対象月齢	開園時間	延長保育時間	一時 保育
廿日市地域	佐方保育園	公保	城内3-5-16	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	平良保育園	公保	平良1-21-8	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	原保育園	公保	原967	1歳～5歳	7:30～18:30	-	○
	宮内保育園	公保	宮内1508-2	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	宮園保育園	公保	宮園1-1	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	地御前保育園	公保	地御前4-4-30	0歳～5歳	7:30～18:30	-	
	阿品台東保育園	公保	阿品台東3-37	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	阿品台西保育園	公保	阿品台西6-63	0歳～5歳	7:30～18:30	-	
	公私連携 廿日市保育園	私保	廿日市2-1-6	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	公私連携 串戸保育園	私保	串戸2-13-3	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	アイグラン保育園廿日市	私保	下平良1-3-36 有信廿日市ビル5階	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	アイグラン保育園廿日市中央	私保	下平良1-7-7	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	アイグラン保育園住吉	私保	住吉1-2-38	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	アイグラン保育園串戸	私保	串戸5-2-6	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	アイグラン保育園地御前	私保	地御前1-3-28	0歳～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	にこにこの森保育園	私保	新宮1-3-33	0歳～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	
	廿日市いちご保育園佐方	私保	城内2-7-2-102	0歳～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	
	アトリエREIレイ こども舎さがた	私保	佐方639-1	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	○
	さつき保育園	私保	平良山手11-47	0歳～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	さつき第2保育園	私保	城内2-13-25	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	廿日市こども園	私こ	桜尾本町2-19-5	0歳～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	○
	みどりの森ようこうこども園	私こ	陽光台5-1	0歳～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	○
	くすのき幼稚園	私こ	四季が丘2-15-1	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	ふじこども園	私こ	阿品4-24-24	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
佐伯・吉和地域	保育所ちびっこいろは園	私小	宮内4241-2	0歳～2歳	7:30～18:30	-	
	おおぞら保育園廿日市	私事	宮内2-7-1	0歳～2歳	7:30～18:30	-	
	友和保育園	公保	友田30-1	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	津田保育園	公保	津田4160-1	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
大野・宮島地域	吉和保育園	公保	吉和1513	0歳～5歳	7:30～18:30	-	○
	友和こども園	私こ	友田24-513	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	深江保育園	公保	深江2-11-25	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	池田保育園	公保	物見西3-7-10	0歳～5歳	7:30～18:30	-	○
	いもせ保育園	公保	大野原2-10-3	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	
	梅原保育園	公保	梅原2-5-12	0歳～5歳	7:30～18:30	-	○
	公私連携 丸石保育園	私保	丸石2-16-23	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	廿日市くじら保育園	私保	大野3240-1	0歳～5歳	7:00～19:00	18:00～19:00	
	アトリエREIレイ こども舎おおの	私保	沖塩屋3-1-11	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	○
	公私連携 宮島こども園	私こ	宮島町960-2 宮島福祉センター内	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
大野・宮島地域	フルムーンインターナ ショナルこども園おおの	私こ	大野696-1	0歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	○
	つきのひかり国際こども園	私こ	大野625-1	0歳～5歳	7:00～18:30	7:00～7:30	○

※公保：公立保育園 私保：私立保育園 私こ：私立認定こども園 私小：私立小規模保育園 私事：私立事業所内保育園

(2) 幼稚園**■幼稚園の一覧**

地域	幼稚園名	所在地	預かり保育
廿日市地域	ほうりん廿日市幼稚園	佐方三丁目2番28号	○
	山陽女子短期大学附属幼稚園	佐方本町1番1号	○
	廿日市聖母マリア幼稚園	可愛11番8号	○
	つくし幼稚園	阿品台二丁目15番1号	○
大野地域	かえで幼稚園	対敵山二丁目9番13号	○

(3) 子育て相談・支援サービス機関**①家庭児童相談（家庭での児童養育・児童虐待・親子関係など児童に関する相談）**

- ・相談日時 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
- ・相談場所 子育て応援室支援係（山崎本社みんなのあいプラザ）

②児童家庭支援センター コスモス（子どもと家庭に関する総合的な相談・援助）

- ・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前9時～午後5時
- ・所在地 丸石一丁目1番12号

③電話育児相談（各公立保育園での電話相談）

- ・相談日時 月～金曜日（祝・休日・年末年始を除く） 午後1時～午後5時

④子育てに関する相談（育児に関する相談や子育て情報の提供）

ネウボラ	・相談日時 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前8時30分～午後5時15分 ・相談場所 ネウボラはつかいち（山崎本社みんなのあいプラザ内） ネウボラさいき（佐伯支所内） ネウボラおおの（大野支所内） ネウボラよしわ（吉和支所内） ネウボラみやじま（宮島支所内）
産前産後 サポートセンター	・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前9時～午後4時 ・相談場所 学研廿日市市多世代サポートセンター内 1階
廿日市子育て 支援センター	・相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時 土・日曜日・祝日 午前10時～午後5時 ・相談場所 山崎本社みんなのあいプラザ内 1階
大野子育て 支援センター	・相談日時 月～日曜日 午前9時～午後5時 ・相談場所 廿日市市多世代活動交流センター フジタスクエアまるくる大野内 1階
佐伯子育て 支援センター	・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後4時 ・相談場所 津田児童館内
地御前子育て 支援センター	・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後4時 ・相談場所 学研廿日市市多世代サポートセンター内 1階

⑤児童発達支援センター

広島西こども発達支援センター くれよん	・所在地 四季が丘十一丁目23番地
児童発達支援センター おひさま	・所在地 陽光台三丁目1番地3

(4) 病児保育

病児保育室ゆう 《平田内科小児科医院》	・開所日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前8時30分～午後7時 ・所在地 阿品台三丁目1番1-209号
------------------------	--

(5) 子どもの保健サービス

育児相談・乳幼児健康診査・離乳食講座等を行っています。

担当名	所在地
子育て応援室 保健係	新宮一丁目13番1号
佐伯支所 市民福祉係	津田1989番地
吉和支所 市民福祉係	吉和1886番地
大野支所 健康福祉係	大野一丁目1番1号
宮島支所 市民福祉係	宮島町1165番地6

(6) 託児所等（認可外保育施設）

託児所名	所在地	一時保育
託児所なかよしルーム	下平良一丁目1番5号	○
にこにこキッズくしど保育園	串戸三丁目1番6号	○
ひだまり保育園	宮内工業団地1番地9	○
託児保育にこにこキッズ	串戸二丁目3番15号	○
おうち保育ぽっと	宮内四丁目14番18号	○
あまの保育園	串戸五丁目3番45号	水・土のみ
あいぐらん保育園宮島街道	廿日市二丁目9番9号	
ゆめジャングルほいくえん	下平良二丁目2番1号	
お家保育ひなたぼっこ	宮内1725番地6	

(7) ファミリー・サポート・センター

育児・介護等の援助をしてほしい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）が、お互い会員になって助け合うシステムです。

・連絡場所（廿日市市社会福祉協議会）

本部（新宮一丁目13番1号）	佐伯事務所（津田4109番地）
吉和事務所（吉和1771番地1）	大野事務所（大野一丁目1番1号）
宮島事務所（宮島町960番地2）	

(8) 子育て支援短期利用事業

家庭で、緊急・一時的に児童の養育が困難かつ他に支援を受けることができなくなったときに児童養護施設などでお預かりします。

・利用時間等

	ショートステイ	トワイライトステイ
対象児童	18歳未満の児童	小学生又はこれに準ずる児童
利用理由	疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・転勤・出張・学校等の公的行事への参加 など	・通常の業務が夜間におよぶ ・恒常的に夜間にわたる残業 ・恒常的に夜間におよぶ通院 など
利用時間（期間）	原則7日以内	原則午後10時まで
利用施設	光の園摂理の家 所在地 廿日市市地御前 1895 番地 丸石こどもの家 所在地 廿日市市丸石一丁目1番12号 いもせハイツ 所在地 廿日市市梅原二丁目14番39号	ほか

(9) 児童館

児童館名	所在地	開館時間
平良児童館	陽光台一丁目4番地1	通常期 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午前12時 土曜日 午前10時～午後5時 小学校の長期休業中 終日休館
友和児童館	友田30番地1	月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後5時
津田児童館	津田4109番地	月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後0時30分 午後1時～午後4時30分
大野東児童館	大野840番地6	通常期 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午前12時 土曜日 午前10時～午後5時 小学校の長期休業中 終日休館
大野西児童館	大野原四丁目3番11号	通常期 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午前12時 土曜日 午前10時～午後5時 小学校の長期休業中 終日休館

3 放課後の居場所づくりに関する事業

(1) 留守家庭児童会（放課後児童クラブ）

児童会名	施設 類型	所在地
廿日市児童会	公立	本町2番13号（廿日市小学校内）
平良児童会	公立	陽光台一丁目4番地1（平良小学校内）
原児童会	公立	原433番地（原小学校内）
宮内児童会	公立	宮内1518番地（宮内小学校内）
地御前児童会	公立	地御前四丁目3番1号（地御前小学校内）
佐方児童会	公立	佐方10番地1（佐方小学校内）
阿品台東児童会	公立	阿品台東2番1号（阿品台東小学校内）
阿品台西児童会	公立	阿品台西1番1号（阿品台西小学校内）
金剛寺児童会	公立	地御前二丁目22番1号（金剛寺小学校内）
宮園児童会	公立	宮園一丁目1番地2（宮園小学校内）
四季が丘児童会	公立	四季が丘八丁目1番地1（四季が丘小学校内）
友和児童会	公立	友田30番地1（友和小学校内）
津田児童会	公立	津田2740番地（津田小学校内）
大野東児童会	公立	大野840番地6（大野東小学校内）
大野西児童会	公立	大野原四丁目3番11号（大野学園内）
宮島児童会	公立	宮島町779番地2（宮島学園内）
吉和児童会	公立	吉和1555番地1（吉和学園内）
にこにこアフタースクール串戸	民間	串戸2丁目3番15号
つきのひかりキッズクラブ	民間	大野647番地1
にこにこアフタースクールまるくる大野	民間	大野1328番地 廿日市市多世代活動交流センター フジタ スクエア まるくる大野 2階
さつき児童会	民間	平良山手11番47号

(2) 放課後子ども教室

名称	放課後子ども教室名	活動場所	開催日	活動時間
廿日市小学校区 地域学校協働本部	学習支援教室	佐方会館	毎週 火・金	16:00～17:00
原小学校区 地域学校協働本部	木曜教室	原小学校、 民俗芸能伝承館	毎週 木	15:30～16:30
地御前小学校区 地域学校協働本部	J J	地御前小学校内 支援ルーム	隔週 木	15:30～16:30
佐方小学校区 地域学校協働本部	放課後子ども教室	佐方市民センター	毎週 木	15:30～16:30
金剛寺小学校区 地域学校協働本部	放課後子ども教室	串戸市民センター	長期休暇中	不定期
友和小学校区 地域学校協働本部	ほっこりクラブ	友和小学校内 視聴覚室等	毎週 木	15:30～16:30
津田小学校区 地域学校協働本部	放課後子ども教室	津田小学校内 図書室	毎週 木	授業終了後～ 16:30
大野東中学校区 地域学校協働本部	放課後はつかいち 寺子屋塾	大野東小学校内 図書室	毎週 火	授業終了後～ 17:00
大野学園 地域学校協働本部	放課後はつかいち 寺子屋塾	大野学園内 うぐいすルーム	毎週 水・金	授業終了後～ 17:00

4 前計画の検証と評価

「第2期廿日市子ども・子育て支援事業計画」（前計画）で定めた数値目標の進捗状況は次のとおりです。

（１）「基本目標１ 教育・保育サービスを充実させる」の進捗・評価

0～2歳の保育園定員は、市全体としては拡大が進みましたが、今後、保育士の配置基準の見直しなど、拡大に向けては課題があります。このため、保育士の労働環境の整備・改善のため、保育園のＩＣＴ化による負担軽減や保育士の処遇改善などを進め、保育士の確保に努めていく必要があります。また、保育施設に関しては、保護者のニーズに応じた柔軟なサービスを提供し、待機児童の解消も進み、定員に対して空きが発生している施設もあるため、今後、空き定員を活用した事業を実施するなど、保育施設の活用を検討していくことが求められます。

緊急メールサービスは全ての園での実施が続いており、様々な災害を想定した避難訓練も実施していますが、今後は保護者も参加した救急救命や児童引き渡し訓練の実施、地域等と連携した避難訓練の実施についても検討していく必要があります。

数値目標		単位	R 6 年度 目標値	第 2 期計画の進捗						
				R 元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 見込	達成率 見込
(1) 教育・保育量を充足させる										
0 歳 ～ 2 歳 の 保 育 園 定 員	廿日市・七尾・四季が丘 中学校区	人	737	568	601	607	609	618	624	84.7%
	野坂・阿品台中学校区	人	373	227	237	252	262	248	249	66.8%
	佐伯中学校区	人	117	74	70	51	51	51	52	44.4%
	吉和中学校区	人	9	9	9	9	9	9	9	100.0%
	大野東・大野・宮島中学 校区	人	434	348	352	345	345	373	373	85.9%
	合計	人	1,670	1,226	1,269	1,264	1,276	1,299	1,307	78.3%
延長保育の実施園数		園	31	28	30	31	32	33	33	106.5%
ファミリー・サポート・セン ターの利用者数		人日	480	375	424	377	340	370	370	77.1%
子育て支援短期利用事業 (ショートステイ・トワイラ イトステイ) の利用者数		人日	50	25	77	144	96	102	108	216.0%
病児保育の利用者数		人日	1,160	663	210	518	727	1,009	906	78.1%
休日保育の実施園数		園	3	0	0	0	1	1	1	33.3%
幼稚園での預かり保育の利 用者数		人	63,331	56,328	36,422	35,321	35,836	36,312	36,000	56.8%
保育園での一時預かり保育 の実施園数		園	17	10	15	17	18	19	19	111.8%
認可保育園の第三者評価受 審実施率 (開園 5 年目以降園 対象)		%	100	47	67	61	58	54	54	54.0%

第2章 こどもと子育てを取り巻く状況

数値目標	単位	R 6 年度 目標値	第 2 期計画の進捗						
			R元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 見込	達成率 見込
(2) 幼保小が連携し、教育・保育の質を向上させる									
認可保育園の I C T 化実施 園数	園	全	9	15	23	37	38	39	97.5%
(3) 安全・安心な教育・保育環境をつくる									
緊急メールサービス実施園 率	%	100	100	100	100	100	100	100	100.0%

(2)「基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する」の進捗・評価

ネウボラ体制の実施箇所やポピュレーションアプローチの回数を増やすことによって、特に支援が必要とする家庭だけでなく、すべての家庭に対して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制を充実させました。

乳幼児健康診査受診率は9割を超えていますが、今後も未受診者への勧奨により受診率の向上を図っていく必要があります。また、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行っていくよう、5歳児健康診査（相談）の実施についても検討していくことが求められます。

留守家庭児童会の定員については、市全域では目標値を上回っていますが、今後も小学校区ごとに需要を適切に把握し、受皿確保を行っていく必要があります。また、利用時間の拡大や職員の研修等の実施等により、留守家庭児童会の質をより高め、こどもの居場所づくりの充実を図っていくことが求められます。

配慮が必要なこどもの支援については、保育士等療育支援研修の充実や「はつかいち外国人相談センター」の開設など、支援を充実させてきましたが、支援のニーズは高まっており、今後も誰一人取り残さず、全てのこども、子育て世帯が必要な支援を受けられる体制の充実を図る必要があります。

数値目標	単位	R 6 年度 目標値	第 2 期計画の進捗							
			R 元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 見込	達成率 見込	
(1) ネウボラで包括的な支援体制をつくる										
ネウボラ体制の実施箇所	か所	5	3	5	5	6	6	6	120.0%	
ポピュレーションアプローチの回数	回/人	8	5	6	7	8	8	8	100.0%	
(2) 子どもと母親の健康づくりを支える										
妊婦健康診査受診券平均利用枚数	枚/人	14 (全数)	7	7.4	7.4	7.7	7.6	7.6	54.3%	
乳児家庭全戸訪問事業実施件数	件	876	750	546	597	664	627	627	71.6%	
乳児家庭全戸訪問事業実施割合	%	100	97.3	70.3	74.8	89.2	90.7	90.7	90.7%	
特定不妊治療の申請者数	人	72	60	48	67	33	28	28	38.9%	
乳幼児健康診査受診率 (集団健診)	4 か月	%	100	95.6	94.3	94.8	91.4	98.0	98.0	—
	1歳6か月		100	95.4	92.5	94.7	97.5	97.6	97.6	—
	3歳6か月		100	93.8	93.6	94.3	97.7	92.4	92.4	—
朝食を毎朝食べる子どもの割合	1歳6か月	%	100	97.2	98.3	97.9	97.4	98.6	98.6	—
	3 歳		100	97.0	97.6	97.6	97.2	97.4	97.4	—
	小学生		100	96.0	未実施	95.4	96.1	95.6	94.3	—
	中学生		100	94.3	未実施	92.2	93.7	93.0	91.4	—
(3) 身近に利用できるサービスを拡充する										
子育て支援センターの利用者数	人日/月	2,273	1,420	906	1,002	1,160	3,284	3,776	166.1%	
子育て支援センター設置箇所数	か所	4	3	3	3	4	4	4	100.0%	

第2章 こどもと子育てを取り巻く状況

数値目標		単位	R 6 年度 目標値	第 2 期計画の進捗						
				R 元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 見込	達成率 見込
(4) 豊かな心と生きる力を育む										
留守家庭児童 会の定員 ()は最大 登録児童数	廿日市小学校	人	170 (207)	130	130	130	130	130	130	76.5%
	平良小学校	人	80 (164)	80	80	90	90	90	90	112.5%
	原小学校	人	40 (17)	40	40	40	40	40	40	100.0%
	宮内小学校	人	80 (161)	80	80	129	129	129	129	161.3%
	地御前小学校	人	90 (118)	80	80	88	88	88	88	97.8%
	佐方小学校	人	130 (197)	80	80	90	110	110	150	115.4%
	阿品台東小学 校	人	60 (95)	60	60	60	60	60	60	100.0%
	阿品台西小学 校	人	120 (134)	80	80	80	90	99	99	82.5%
	金剛寺小学校	人	40 (72)	40	40	43	43	43	43	107.5%
	宮園小学校	人	60 (56)	60	60	60	60	60	60	100.0%
	四季が丘小学 校	人	100 (64)	100	100	100	100	100	100	100.0%
	友和小学校	人	60 (52)	60	60	60	60	60	60	100.0%
	津田小学校	人	60 (23)	60	60	60	60	60	60	100.0%
	吉和小学校	人	20 (7)	40	40	40	17	17	17	85.0%
	大野東小学校	人	170 (284)	170	170	170	186	203	203	119.4%
	大野西小学校	人	170 (205)	80	80	170	184	198	198	116.5%
	宮島小学校	人	60 (23)	60	60	60	60	60	60	100.0%
	市全域	人	1,510 (1,879)	1,300	1,300	1,470	1,507	1,547	1,587	105.1%
留守家庭児童会の開所時間 (長期休業)			8 時 00 分～18 時 30 分	8 時 30 分～18 時 30 分	8 時 00 分～18 時 30 分	8 時 00 分～18 時 30 分	8 時 00 分～18 時 30 分	8 時 00 分～18 時 30 分	8 時 00 分～18 時 30 分	達成
民間児童会への補助等		件	5	0	0	2	2	4	4	80.0%
放課後子ども教室の実施学 校数		校	17 (全小 学校)	9	10	10	10	9	9	52.9%
将来の夢や目 標を持っている 児童・生徒 の割合	小学校 5 年生	%	100	91.2	未実施	90.6	88.5	89.7	90.6	—
	中学校 2 年生		100	74.1	未実施	71.1	72.7	68.4	72.3	—
移動図書館車の巡回園数		園	16	13	未実施	14	14	14	14	87.5%
(5) 配慮の必要な子どもの支援を拡充する										
保育士等療育支援研修の実 施回数		回	10	7	6	1	6	7	11	110.0%
(6) 貧困や様々な課題を抱える子どもの支援を充実する										
養育支援訪問事業訪問件数		件	360	251	279	380	303	222	222	61.7%
子ども家庭総合支援拠点の設置			設置	未設置	設置	設置	設置	設置	設置	達成

(3)「基本目標3 地域力で子育てを支える」の進捗・評価

再就職支援講座等への出前トークの回数は令和元年度よりも増加していますが、目標値の半分であり、子育てしながら安心して働ける社会をつくっていくため、仕事と育児・介護が両立できる制度や取組の周知・広報を進めるとともに、女性の職場復帰や再就職について企業に対しての普及啓発も進めていく必要があります。

地域住民の子育てへの参画の促進については、ファミリー・サポート・センターの提供会員数が減少傾向であり、引き続き利用促進、提供会員の確保・育成を行っていく必要があります。また、令和5年度から全小中学校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）となり、各校で「育てたい子ども像」などをテーマに熟議を行い、目的の共有を図っています。社会全体で子どもたちの成長を支えるため、今後も研修の実施や情報発信、活動支援などを行います。

地域のこどもの安全を地域で守るについては、幼稚園・保育園・小学校での交通安全教室の実施回数は増加し残り1校（園）となる見込みであり、そのほかにも地域での見守り活動や通学路等の合同点検など、これまでの取組を引き続き実施し、充実させていく必要があります。

数値目標	単位	R 6 年度 目標値	第 2 期計画の進捗						
			R元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 見込	達成率 見込
(1) 子育てしながら安心して働ける社会をつくる									
再就職支援講座等への出前 トークの回数	回	8	3	3	3	4	4	4	50.0%
(2) 地域住民の子育てへの参画を促進する									
ファミリー・サポート・セン ターの提供会員数	人	480	348	324	319	340	253	253	52.7%
(3) 地域の子どもの安全を地域で守る									
交通安全教室の実施回数 (幼稚園・保育園・小学校)	回	全学校 園	47	41	42	47	57	58	98.3%

（４）前計画の総括

前計画（令和２年度から令和６年度）の主な成果と課題を、次のとおりまとめました。

①代表的な取組

i) 産前産後サポートセンターの開設

令和４年４月にＪＡ広島総合病院横の複合施設内に産前産後サポートセンターを開設し、保健師や助産師等の専門職を配置して、相談支援を行うだけでなく、イベント等を通して、保護者同士の交流の場を創出しました。（延利用者数Ｒ４：４,５５０人、Ｒ５：６,４５４人）

ii) こども医療費助成制度の拡充

子育て世帯が安心して医療を受診できるように、令和２年８月から所得制限を撤廃し、通院の助成対象を小学３年生から小学６年生まで拡大しました。さらに、令和６年９月から入院・通院の助成対象をともに高校３年生まで拡大しました。（一部負担金 一医療機関につき１日５００円 通院４日、入院１４日／月まで）

iii) 子育てリビングの整備

令和５年３月に廿日市市多世代活動交流センター（フジタ スクエア まるくる大野）内に子育てリビング（子育て支援センター及び留守家庭児童会）を整備しました。子育て支援センターの移転新設などにとどまらず、ロビーホールをはじめ施設全体が、多くの小中学生の居場所として機能しています。

iv) 留守家庭児童会の受け皿確保

大野西・佐方小学校区で新たに市立の留守家庭児童会専用施設を建築するとともに、廿日市地域や大野地域における民間留守家庭児童会（４か所）の整備を支援し、計画期間中に、２８７人分の受皿を確保しました。

v) 教育・保育のＩＣＴ化

学校や保育園等の職員の事務負担軽減のため、学校の校務処理や保育園の登降園管理等において、ＩＣＴの活用を進めました。また、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、児童・生徒一人１台端末を整備しました。

vi) コミュニティ・スクールの設置

令和５年度から全小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）を導入し、各校で教職員や保護者、地域住民が総掛かりでこどもや地域の未来のために当事者意識を持って学校運営に取り組む仕組みを構築しました。

②主な成果など

令和6年1月30日の総務省統計局発表によると、令和5年の本市の転入超過数は、県内1位、中四国地方においても2位の505人となり、9年連続の転入超過を記録しました。特に、0～4歳と30～34歳の転入超過数が多く、子育てしやすいまちとして選ばれています。また、日経BP総合研究所の調べによるシティブランド・ランキングー住みよい街2024ーでは、県内1位、中四国地方においても1位に評価されるなど、働く世代から住みよい街として認識されています。さらには、3歳6か月の乳幼児健診時のアンケートで『今後もこの地域で子育てをしていきたいですか』という問いに対し、98.7%の方が「はい」と答えており、ほとんどの子育て家庭が本市で子育てをし続けたいと考えています。

しかし、直近10年（平成26年～令和5年）で、出生数は減少し、4月1日時点の児童数（0～18歳）についても、令和元年と令和6年を比較すると537人少なく、少子化が進んでいる状況です。

今後の人口や児童数も緩やかな減少が見込まれ、資源（人、もの、お金、情報、時間）が限られる中、こども1人1人の成長の観点から『こども誰でも通園制度』の実施体制の構築や、将来を見据えた教育・保育施設の長寿命化対策が求められています。

女性の社会進出や晩婚化による高齢出産の増加、核家族化やひとり親家庭の増加など子育て環境の変化により、こどもの貧困やヤングケアラーの認知が広がっています。このような状況に対応するため、子育て家庭の経済的負担の軽減や個別的な支援、またこどもにとって居心地が良い、安心できる居場所づくりを拡充させる必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 将来像

令和5年に施行されたこども基本法においては、「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組む」とされています。また、こども基本法に基づくこども大綱においては、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）を目指すとしています。

本市でも、令和6年2月に「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を行い、まち全体でこども・子育て世代を見守り、応援し、安心感と温もりのあるまち、こどもたちが健やかに育つまちを目指しており、本計画においては、将来像をつぎのとおり掲げます。

<将来像>

つながり支えあう 子育てのまち はつかいち

2 基本目標

将来像を実現するため、次の3つの基本目標と4つの重点施策を設定し、各種施策を展開していきます。

基本目標1 教育・保育サービスを充実させる

こどもが成長する過程においては、人生を通じた人格形成の基盤が築かれる時期である幼児期が特に重要になります。この時期に、こどもたちは生活や遊びを通して、自分自身の意識や自主性を発展させ、他者への思いやりを育み、感情を豊かに表現する力を養っていきます。そのためには、安全・安心な教育環境を整えることが必要であり、教育・保育サービスの量を確保するとともに、その質の向上を目指していく必要があります。こうした安全・安心な教育環境の中で、こどもたちが人間として必要な基本的な力を身につけることができるよう取組を進めていきます。

基本目標2 こどもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する

子育ては、親とこどもが共に成長し、喜びや生きがいを感じながら進む大切な営みです。本市では、家庭を築き、こどもを産み育てたいという願いを実現できるよう、妊娠期から出産、子育て期に至るまでを包括的に支援する「ネウボラ体制」を強化、推進しています。また、母子保健や食育の推進に努め、健康診査の実施を通じてこどもの健やかな成長を支援するとともに、子育て世代が交流し、多様な相談ができる場を提供することで、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

さらに、こどもたちがどのような環境にあっても、豊かな人生を歩めるようライフステージに応じた多様な支援や、療育支援や留守家庭児童会などの発達段階や家庭の状況に応じた質の高いサービスを提供し、全てのこどもが心身ともに成長し、生きる力を育むことができるよう努めます。

基本目標3 みんなで子育てを支える

本市では、町内会や自治会、区などの地域自治組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会など、地域で多様な団体が連携し、共に様々な活動に取り組んでいます。そのため、市民の主体的な子育て支援への参画を促進していくことで、地域、事業者、行政を含む全ての人々がこどもの健やかな成長という共通の目標を共有し、地域全体でこどもと子育て家庭を温かく見守り、協力し合いながら支え合う、安全で安心なまちづくりを一層進めていきます。

3 重点施策

本市のこども・子育てをめぐる直近の課題について、重点的に取り組む施策を設定し、本計画期間中での達成に向けて積極的に推進します。

重点施策1 保育士等の人材確保・育成

今後、国で定める保育園等での保育士の配置基準の見直しへの対応や、令和8年度からの本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の実施にも対応していく必要があります。そのためには、保育士等の人材確保を強化していく必要があります。そのため、保育士確保に向けた、本市独自の補助制度の導入を検討していくとともに、職場環境の改善や保育士の待遇向上、離職防止、人材育成などへの支援を行い、保育士の定着を図ります。これらの取組の促進により、保育士の負担軽減と働きやすい環境の整備を進め、質の高い保育環境の提供と地域の子育て支援の充実を目指します。

重点施策2 留守家庭児童会の充実

留守家庭児童会は、現在、各小学校（17校）と民間4施設で運営されていますが、利用を希望する世帯の増加が見込まれ、今後も充実を図っていく必要があります。受入枠の拡大に向けて、小学校の空き教室の活用や、民間留守家庭児童会の整備補助など、多様な方法を検討していきます。また、質の向上を目指し、研修等を実施し、より多くの家庭が利用でき、こどもたちが安全で充実した時間を過ごせる環境の提供を目指します。

重点施策3 発達が気になる児童や医療的ケア児への支援

発達障害への関心が高まってきている中で、こどもの発達を気にする子育て中の保護者も少なくありません。そのため、巡回支援の充実に向けた制度の構築など、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、適切な支援体制の整備を進めていく必要があります。また、保育園等や学校において、日常的に医療的ケアが必要な医療的ケア児を受け入れていくための体制の整備を進めていく必要があります。福祉と医療と教育が連携し、専門的な支援を提供できる環境を整え、一人ひとりの状況に合わせた支援体制の強化を行っていきます。

重点施策4 こどもの意見を反映した施策実施

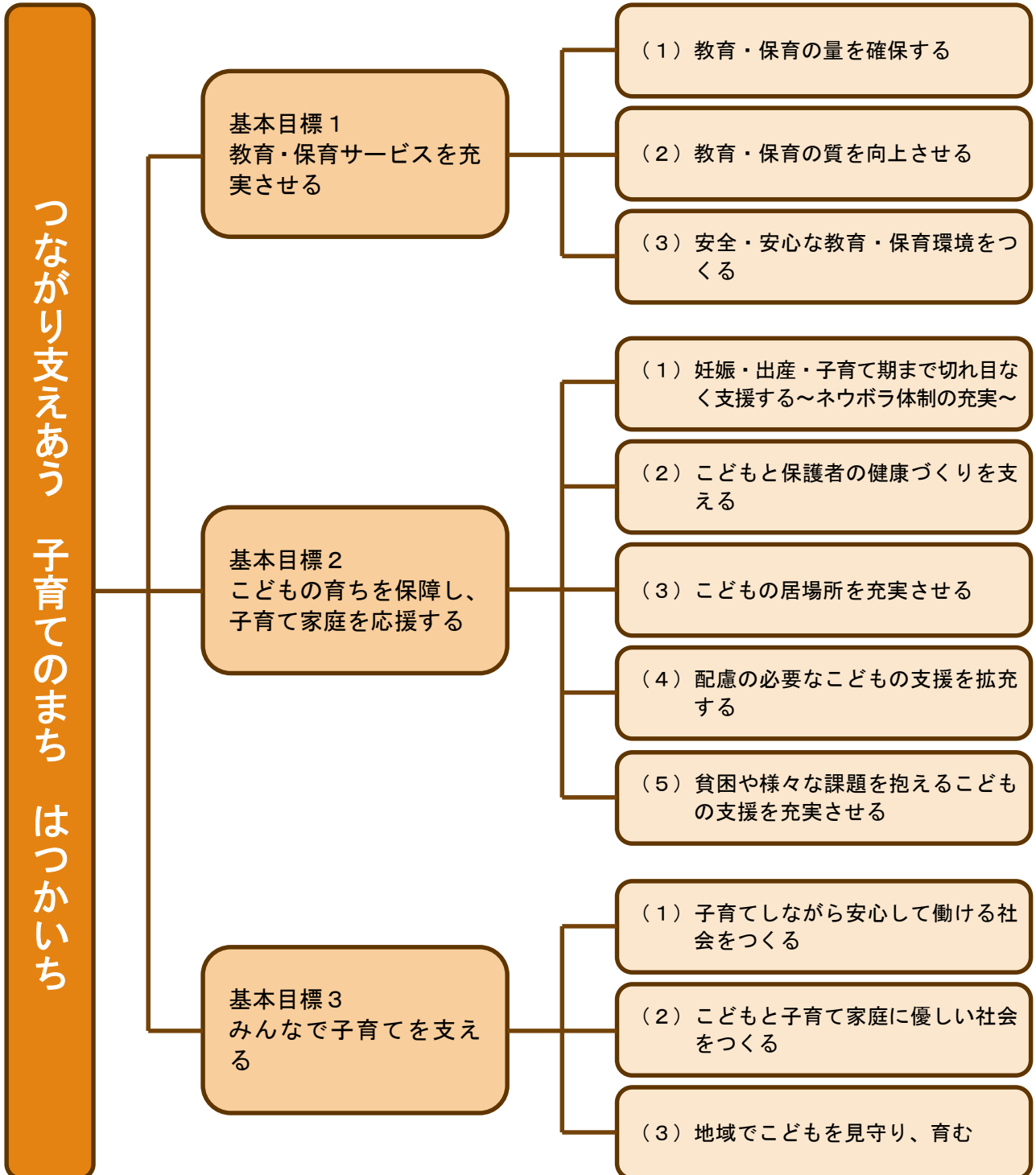
こどもの最善の利益を第一に考え、こども施策を進めていくには、こどもの意見を聴き、施策に反映していくなど、こどもの社会参画・意見反映により共に社会をつくっていくことが重要です。そのため、こどもを対象とした施設の整備や施設利用のルールづくりにおいて、こどもの意見を取り入れるために、アンケートにこどもを対象として加えることや、こども向けのワークショップを開催することなど、自由に意見を出す機会を提供します。こうした、こどもの意見表明の機会づくりを進めていき、こどもの視点を施策に反映していくことで、より良い社会の実現を図ります。

4 計画の体系

<将来像>

<基本目標>

<基本方針>



第4章 事業計画

基本目標1 教育・保育サービスを充実させる

基本方針1 教育・保育の量を確保する

<現状と今後の方向性>

少子高齢化や核家族化、働き方の多様化などの影響によって、本市の子育て環境は大きく変化しています。市外からの子育て世帯の転入や女性の就業率の上昇などにより保育ニーズが高まり、0～2歳児を中心に保育園定員を確保するため、定員払い事務費補助を開始しました。本市では、平成31年度以降、4月1日時点では待機児童は発生しておらず、今後は就学前児童の人口減少が見込まれますが、こども誰でも通園制度実施に向けた対応や保育士の配置基準の見直しへの対応のため、保育士確保を強化していく必要があります。また、アンケート調査では病児保育のニーズが高く、子育て世帯が利用しやすい病児保育を実施することが求められています。

<主な取組>

①幼児教育・保育施設の量の確保

- 保育士等の人材の確保・処遇改善（各種支援制度の充実や保育士就職ガイダンスの実施、ノンコンタクトタイムの導入等）
- 保育士等による出前授業の実施（保育士の魅力発信）
- こども誰でも通園制度の実施
- 教育・保育提供区域ごとの需給バランスを踏まえた、保育園等の適正な配置

②子ども・子育て支援事業の量の確保

- 保育園等での一時預かり事業の実施
- 延長保育の実施
- 休日保育の実施
- 利用しやすい病児保育の実施
- ファミリー・サポート・センター等の周知と活用促進
- 一時的にこどもを預かるショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）の実施

＜数値目標＞

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
支援制度により新規確保につながった保育士等の人数	0人	30人
こども誰でも通園制度の実施施設数	0施設	18施設

＜状況把握の指標＞

指標名			令和5年度
支給認定区分ごとの人数 （3月1日時点）	1号認定・新2号認定		1,054人
	2号認定		1,924人
	3号認定	0歳	217人
		1歳	496人
		2歳	566人
こども誰でも通園制度の延利用者数			0人
幼稚園での預かり保育の延利用者数			36,312人
保育園等での一時預かり保育の延利用者数			3,871人
延長保育事業の実利用者数			251人
病児保育の延利用者数			1,009人
ファミリー・サポート・センターの延利用者数			370人
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）の延利用者数			102人

基本方針2 教育・保育の質を向上させる

<現状と今後の方向性>

幼児期のこどもたちの遊びがよりスムーズに小学校生活での学びにつながっていくよう、本市では、令和元年度には廿日市市幼保小連携推進協議会を設立し、全ての小学校区で幼保小の連携による接続カリキュラムを作成し、令和2年度からその実践を進めています。一方で、保育士・教諭の負担が大きく、こどもや保護者と向き合う時間の不足といった影響が出ており、業務支援システムの機能強化や部活動の地域移行などを進め、保育士や教諭の負担軽減を進めていきます。また、市全体で共通の保育指針の策定を進めるなどによって、幼児教育・保育の質を一層向上させていきます。小中学校では、国の中央教育審議会において令和3年に提言された「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」を目指し、主体的で対話的な深い学びとなるように授業を実施します。

<主な取組>

①幼児教育・保育の質の向上

- 市全体の保育指針の確立
- 保育園等の公私の連携協力体制の充実
- 幼保小を対象とした研修の実施
- 保育士等の人材の確保・処遇改善（各種支援制度の充実や保育士就職ガイダンスの実施、ノンコンタクトタイムの導入等）（再掲）
- 認可保育園の第三者評価受審の促進
- 専門職による保育園等の巡回支援・指導の実施
- 保育園等でのICTの拡充（データの利活用）
- 公立保育園の業務支援システムの機能強化

②学校教育の質の向上

- 廿日市市幼保小連携協議会による幼保小の交流や相互参観の実施及び連携の強化
- 幼保小の連携による接続カリキュラムの策定・実践・評価・見直し
- こどもが主役の授業の実施
- ふるさと学習の視点を入れた自然体験・職場体験・キャリア教育等の実施
- 部活動の地域移行の推進

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
認可保育園の第三者評価受審済の施設数	17施設	27施設
授業で課題の解決に向けて自分で考え自分から取り組んだ児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小 78.8% 中 79.2%	小 85% 中 85%

基本方針3 安全・安心な教育・保育環境をつくる

<現状と今後の方向性>

全国でこどもが災害や事件・事故の被害に遭う事例が増加しており、安全な教育・保育環境の提供は、こどもたちの健やかな成長に欠かせません。本市では、様々な災害を想定した避難訓練も実施していますが、今後は保護者も参加した救急救命や児童の引き渡し訓練の実施、地域等と連携した避難訓練の実施についても検討していく必要があります。また、保育園・学校施設の老朽化が課題となっており、老朽化に対応した計画的な改修や整備を進めています。

<主な取組>

- 保育園等や小中学校の老朽化に対応した計画的な改修・整備
- 幼保小や地域と連携した避難訓練の実施
- 保育園等や小中学校での防災教室の実施
- 保育園等の避難確保計画・安全計画の見直し

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
幼保小や地域と連携した避難訓練の実施施設数	6施設	20施設

基本目標2 こどもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する

基本方針1 妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく支援する～ネウボラ体制の充実～

<現状と今後の方向性>

本市では、妊娠から子育て期までの一貫した支援体制である「ネウボラ」を設置し、切れ目のない子育て支援の充実を図っています。また、令和6年度にはこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行っています。

今後も、妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく支援する、本市ならではのネウボラ体制の充実を図るとともに、地域と行政のつなぎ役である主任児童委員や母子保健推進員の人材確保、育成を図り、連携して子育て家庭への支援につなげていきます。

<主な取組>

①総合的な相談支援体制の充実

- ネウボラでの定期面談等を通した様々な相談機会の確保
- こども家庭センターの機能充実
- 妊娠期から子育て期までの情報の一元化への対応
- 母子保健推進員（ママフレンド）等の人材の育成・確保

②子育てに関する情報提供の充実

- 廿日市市版子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」による支援サービス等の情報提供
- 廿日市市子育て支援アプリ「はつっこ手帳（母子モ）」での子育て情報の発信
- 子育てに関する専用サイトの立ち上げ
- 保育園等の情報提供や手続きの一元化への対応

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 （目標）
定期面談の提供回数	8回	13回
特定妊婦及び要保護児童に対するサポートプラン策定率	0%	81.5%
母子保健推進員（ママフレンド）の人数	56人	56人

<状況把握の指標>

指標名	令和5年度
利用者支援事業（ネウボラ体制）の実施箇所数	6箇所
妊婦等包括相談支援事業の面談合計回数	1,525回

基本方針2 こどもと保護者の健康づくりを支える

＜現状と今後の方向性＞

本市では、妊娠前からこどもが成長するまで、切れ目のない支援を提供し、母親の健康とこどもの健やかな成長を支えています。産前の支援として、不妊治療に対する経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施、妊娠・出産期には親子健康手帳の早期取得や妊婦健診を促し、母子の健康管理の徹底を図っています。産後は、健康診査や家事・育児支援を通じて、心身のケアと負担軽減を図っており、乳幼児の健康診査や乳児家庭全戸訪問などによって、こどもの発達に関する状況把握や、福祉サービスの利用支援を行っています。一方で、アンケート調査の結果からはおむつなどへの補助が求められており、こども医療制度の更なる拡充も含めた支援の充実を図るとともに、父親が家事や育児について学べる機会を増やしていくことなどによって、父親の育児参加の促進を図り、親子が心身ともに健やかに安心して暮らせるように取り組んでいきます。

＜主な取組＞

①各種健康診査等の実施

- 特定不妊治療費助成事業の実施
- 親子健康手帳の交付時における個別支援計画の立案
- 安心・安全な妊娠・出産支援のための妊婦健康診査等の助成券交付
- 母子保健推進員（ママフレンド）等による赤ちゃん訪問の実施
- 各種健康診査に加え、新たに5歳児健康診査（相談）の実施
- 各種予防接種の実施及び受診勧奨

②妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みごとの解消

- 家事等が困難な妊産婦等を対象に家事援助サービス（子育て世帯訪問支援事業）の実施
- 産後の育児や健康等の不安を持つ母親を対象とした、宿泊型・日帰り型産後ケアサービス（産後ケア事業）の実施
- ネウボラでの妊娠や育児に関する相談支援の実施
- 子育て支援センターでのこどもの遊びと育ちを通しての保護者支援
- 子育て応援プログラム（ペアレント・トレーニング）の実施
- 児童家庭支援センターと連携した子育てや家庭の悩み、心配ごとについての相談支援の実施
- 「親の力」をまなびあう学習プログラム（親プロ）による家庭教育支援
- 父親も参加しやすい子育て講座の実施
- おむつ等の配付と合わせた相談機会の確保

③多様な交流の場の充実

- 産前産後サポートセンターでの親同士の交流の場の設定
- 子育て支援センターや保育園の園庭開放、市民センター等を活用した親子が集える場の設定
- 子育てサロンを活用した親子と地域の交流の促進
- 不登校のこどもを持つ保護者同士の交流の場の設定

④小児医療体制の確保

- こども医療費助成制度の拡充
- 未熟児の医療費やミルク代を助成する養育医療の実施
- 身体に障がいのあるこどもの手術等の医療費を助成する育成医療の実施
- 小児救急医療相談電話（#8000）や救急相談センター（#7119）など、小児救急に係る適正受診等の啓発推進

⑤食育の推進

- 年齢やライフステージに応じた食育の推進
- 栄養士による個別的な相談・指導
- 保育園等や学校での菜園活動や稚魚の放流などの農林漁業体験活動の実施
- 栄養バランスの良い豊かな給食の提供

コラム（親子の絆づくりプログラム（BP1・BP2））掲載予定

＜数値目標＞

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
乳児家庭全戸訪問事業の実施割合	90.7%	100%
5歳児健康診査(相談)の実施	未実施	実施
子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)を利用したこどもの数	3,284人	3,500人
親プロを活用した講座の延参加者数	22人	40人
父親の育児参加率	63.4%	100%
産前産後サポートセンターの各種教室の延参加者数	2,996人	3,000人

＜状況把握の指標＞

指標名	令和5年度
特定不妊治療の申請者数	28人
妊婦健康診査事業の延利用者数	8,265人
乳児家庭全戸訪問事業の実施件数	627件
子育て世帯訪問支援事業の延利用者数	496人
産後ケア事業の延利用者数	164人
妊娠後期面談の実施人数	568人
育児相談の延利用者数	617人
親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング)の実利用者数	37人
朝食を毎日食べるこどもの割合	1歳6か月: 98.6% 3歳6か月: 97.4% 小学生: 95.6% 中学生: 93.0%

基本方針3 こどもの居場所を充実させる

<現状と今後の方向性>

本市では、保護者が仕事などで昼間、家にいない小学生を対象とした留守家庭児童会（放課後児童クラブ）を設置し、放課後や長期休業中に安全で適切な遊びや生活の場を提供しています。しかし、近年は働き方の多様化や女性の就業率向上などにより、利用希望者が増加し、年度途中での新規受付を停止している留守家庭児童会もあり、小学校の空き教室の活用や民間の留守家庭児童会の設置補助などに取り組んでいきます。また、アンケート調査の結果からは留守家庭児童会の利用時間の拡大や小学校との連携強化が求められているほか、公園の活用に関する要望も多く、多様な居場所の充実を図っていきます。

<主な取組>

①留守家庭児童会の充実

- 留守家庭児童会の開所時間の拡大
- 留守家庭児童会の受入枠の拡大
- 留守家庭児童会の質の向上に向けた研修等の実施
- 留守家庭児童会と学校の連携強化
- 放課後等における余裕教室等の活用や、学校施設の一時的な利用の促進

②多様な居場所づくり

- 放課後子ども教室（地域学校協働活動）の実施
- こどもや子育て家庭の意見を踏まえた図書館運営
- こどもや子育て家庭の意見を踏まえた市民センター運営
- 青少年育成団体による体験活動の充実
- こども食堂等の連携体制の確立及び立ち上げ支援
- 安全に過ごせる公園の充実
- フリースクールへの助成の検討

＜数値目標＞

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
留守家庭児童会の開所時間（土曜日）	8時30分～ 18時30分	8時00分～ 18時30分
民間留守家庭児童会設置数	4箇所	7箇所
図書館の児童書の蔵書割合	31.4%	32.0%
図書館によるおはなし会の回数	238回	280回
市民センターによるこどもを対象とした講座等への参加者数	4,952人	5,500人
運動公園・地区公園・近隣公園 ^(※) への防犯カメラ設置割合	73%	100%
トイレが設置されている公園のうち、洋式トイレが設置されている公園の割合	41%	81%

※ 運動公園…都市住民全体が主として運動が出来るよう、様々な運動施設が配置された公園（HIROHA I 佐伯総合スポーツ公園）

地区公園…公園を中心に、半径1km以内に住んでいる人達が利用できるよう、身近なスポーツやレクリエーション施設、休憩施設などが配置された公園（峰高公園）

近隣公園…公園を中心に、半径500m以内に住んでいる人達が利用できるよう、屋外レクリエーション活動や休憩スペースが確保された公園（例 やまだ屋 もみじファミリーパーク、チチヤス大野ふれあい公園など）

＜状況把握の指標＞

指標名		令和5年度
留守家庭児童会の定員		1,547人
留守家庭児童会の在籍登録児童数 (8月1日時点)	低学年	1,681人
	高学年	494人

基本方針4 配慮の必要なこどもの支援を拡充する

<現状と今後の方向性>

本市では、「廿日市市障がい児福祉計画」に基づいて、障がい児の成長を支援し、障がい児が地域で安心した生活を送れるよう個々の障がい特性に応じたサービス体制を強化しており、今後も教育・保育施設や学校での支援の充実を図っていきます。また、発達が気になる児童には、早期支援を提供し、個々の能力を引き出すことが重要であるため、児童発達支援センターなどと連携した、巡回相談や相談支援の拡充など、早期に療育につなげていく体制の強化や、令和6年4月からの医療的ケア児の受入体制の強化や合理的配慮の義務化にも対応していきます。さらに、外国人労働者の増加に伴い、多文化共生を推進していくため、令和6年度にははつかいち外国人相談センターを開設しており、外国籍のこどもや家族の生活支援、日本語学習支援なども進めていきます。

<主な取組>

①発達が気になる児童への支援

- 障がい福祉相談センターや児童発達支援センター、児童家庭支援センター等と連携した保育園等や学校の相談支援体制の充実
- 療育支援や特別支援教育に関する研修の充実
- 保育園等や児童会での巡回相談体制の拡充
- 発達支援相談員による専門的な相談体制の確保
- 合理的配慮の普及啓発

②医療的ケア児への支援

- 医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築（医療的ケア児等コーディネーターの配置や協議の場の設置）
- 医療的ケア児の保育園等や学校での受入体制の確保

③外国人住民への支援

- 外国人住民のこどもの日本語の理解度に合わせた学習支援
- はつかいち外国人相談センターによる子育て家庭への支援
- 多文化共生に関する広報・啓発活動の推進

＜数値目標＞

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
療育支援研修や特別支援教育研修の実施回数（保育園等・小学校・中学校・留守家庭児童会）	保 7回 小 7回 中 7回 留 2回	保 7回 小 7回 中 7回 留 4回

＜状況把握の指標＞

指標名	令和5年度
医療的ケア児受入人数（保育園等・小学校・中学校・留守家庭児童会）	保 0人 小 1人 中 1人 留 1人
日本語学習支援を行っている児童・生徒数	小 13人 中 7人
はつかいち外国人相談センターにおける子育て・教育に関する相談件数	0件

基本方針5 貧困や様々な課題を抱えるこどもの支援を充実させる

＜現状と今後の方向性＞

平成12年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待防止への取組を進めており、本市では家庭児童相談員を増員し、地域協議会を設置するなど関係機関と連携して早期発見と対応に努めています。このため、今後も関係機関との連携を強化し、継続的な支援を行います。また、ひとり親家庭への経済的・精神的負担の軽減を目指し、児童扶養手当や医療費助成だけでなく、就労支援や学び直し支援の充実に取り組み、貧困の連鎖を断ち切っていける環境づくりに努めます。さらに、令和6年6月に改正された「子ども・若者育成支援推進法」で、新たに支援対象に追加されたヤングケアラーへの支援の充実を図り、地域で社会的養護を行える体制づくりを進めていきます。

＜主な取組＞

①児童虐待等、社会的養護を必要とする児童への支援

- 家庭児童相談員等による専門的な相談支援体制の充実
- 要保護児童及びDV防止対策地域協議会等による関係機関との連携
- 養育が適切に行われるために必要な支援や指導等を行う養育支援訪問の実施
- 児童虐待、こどもの人権に関する啓発

②ひとり親家庭への支援

- 母子・父子自立支援員等による関係機関と連携したひとり親家庭への支援
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を通じた自立支援
- ひとり親家庭への経済的支援（高等職業訓練促進給付金等事業や住宅資金貸付等）

③こどもの貧困等への支援

- ヤングケアラーへの支援の充実
- 小中学校の相談支援体制の充実（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配備）
- 困難な状況にあるこどもの生活支援や学習支援を行う団体等への支援
- 保護者の就労等生活支援による生活の安定と自立の促進
- 奨学金の貸付事業の実施

＜数値目標＞

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
正規の修業期間で卒業した奨学生の割合	80%	100%

＜状況把握の指標＞

指標名	令和5年度
家庭児童相談員等による相談対応件数	894件
虐待件数（継続含む）	411件
養育支援訪問事業の訪問乳児数	222人
ひとり親家庭の相談対応件数	275件
母子・父子自立支援プログラムの策定数	7人
高等職業訓練促進給付金等事業の受給者数	7人
子育て世帯訪問支援事業の延利用者数（ヤングケアラー分再掲）	0人
スクールソーシャルワーカーの相談対応件数	1,942件
生活支援や学習支援を利用した実児童数	126人

基本目標3 みんなで子育てを支える

基本方針1 子育てしながら安心して働ける社会をつくる

<現状と今後の方向性>

共働きやひとり親家庭の増加に伴い、仕事と家庭の両立支援は重要な課題となっています。国では労働時間の見直しや働き方改革が進められ、広島県でも男性の育児休業取得促進や女性活躍研修が実施されています。本市では、従業員100名以下の企業でも一般事業主行動計画の策定が増え、ワーク・ライフ・バランスへの取組が進んでいます。しかし、妊娠・出産を理由に離職する女性や育児休業を取得しにくい職場環境、母親への家事育児の集中など、以前からの状況が依然として残っており、アンケート調査の結果からも、病気時の休暇制度や職場での支援の必要性が指摘されています。このため、性別にかかわらず育児休業取得への理解促進を図るなど、企業に対し、子育て世代が働きやすい環境づくりを促進するとともに、若年層への結婚・子育ての啓発を行い、若い世代からの結婚観・家庭観の醸成を図ります。

<主な取組>

- 市内経済団体等と連携した仕事と育児の両立支援に係る情報の発信
- 子育て世代が働きやすい職場づくりを進める企業への支援
- 市内事業者を対象としたダイバーシティ経営の意識醸成
- ハローワーク等と連携した子育て世代の就職支援
- 固定的な性別役割分担の払拭に向けた啓発

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
市内の男性育児休業取得率	調査未実施	85%
固定的な役割分担意識を持たない市民の割合	60.3%	次期男女共同参画プラン に沿って推進する

基本方針2 こどもと子育て家庭に優しい社会をつくる

＜現状と今後の方向性＞

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、本市においては、令和6年2月14日に「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を発表しました。外出時の不便を解消するため、おむつ替えや授乳スペース、ベビーカー置き場の設置や、思いやり駐車場の利用促進を図るなど、子育て世帯に優しい環境整備を進めています。また、こどもも社会と一緒に歩いていくパートナーとして、こどもの意見を聴く機会を設け、こどもの意見を市の施策に反映させていきます。

＜主な取組＞

- こどもと子育て家庭を応援する企業の登録制度の実施
- 子育て世帯が外出しやすい環境整備（おむつ替え、授乳、ベビーカースペースの確保等）の普及啓発
- 思いやり駐車場の利用促進
- こどもの意見を取り入れた市の取組の実施

＜数値目標＞

指標名	令和5年度	令和11年度 （目標）
（仮称）はつかいち子育て応援宣言企業登録数	0社	100社

基本方針3 地域で子どもを見守り、育む

＜現状と今後の方向性＞

本市では、福祉や子育て支援、防災、環境など様々な分野で多くの団体が活動しています。民生委員・児童委員やNPO、ボランティア団体などの市民活動団体は、行政では対応が難しい細やかなサービスを提供し、特に子育て支援において重要な役割を果たしています。地域や団体との連携を生かし、子育てサロンや交流スペースの活用により地域で親や子どもが気軽に集え、地域と親子との交流ができる場づくりを進めていきます。また、通学路の安全確保や、地域で子どもを見守る担い手不足が課題となっていますが、今後も地域全体で子どもを守っていける環境づくりに取り組んでいきます。

＜主な取組＞

①地域の子育て支援の充実

- ファミリー・サポート・センターについての利用促進、及び提供会員の確保・育成
- 子育てサロンや子育て支援サークルの支援
- 「親の力」をまなびあう学習プログラム（親プロ）ファシリテーターの育成
- コミュニティ・スクールによる地域で子どもを育てる活動の推進
- 部活動の地域移行（再掲）
- 青少年育成団体による体験活動の充実（再掲）
- こども食堂の連携体制の確立及び立ち上げ支援（再掲）
- 小学校でのこどもの朝食の提供（広島県モデル事業）
- 廿日市市まちづくり交付金・まちづくりチャレンジ応援補助金制度を活用した地域子育て支援活動の充実

コラム（民生委員による子育て支援）掲載予定

②地域でこどもの安全を守る

- 廿日市市地域安全協議会等による見守り活動の推進
- 幼稚園、保育園、小学校等での交通安全教室や自転車教室の実施
- 地域が設置する防犯灯や防犯カメラへの補助
- 廿日市市通学路安全推進会議による通学路等の合同点検の実施

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
ファミリー・サポート・センター提供会員数	253人	253人
交通安全教室や自転車教室の実施回数	56回	80回

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援事業の給付

(1) 子ども・子育て支援法における児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、児童の認定区分ごとに量の見込みと確保の方策を設定することとされており、各事業の実績等から、次の区分に従って教育・保育の量の見込みを算出し、計画期間における需要量及び確保の方策を設定します。

■こどものための教育・保育給付における認定区分

認定区分	認定区分（支給要件）	年齢
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの（新制度移行幼稚園、認定こども園）	3～5歳
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（保育所、認定こども園）	3～5歳
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（保育所、認定こども園、地域型保育所）	0～2歳

■こどものための施設等利用給付における認定区分

認定区分	認定区分（支給要件）	年齢
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、新2号認定こども・新3号認定こども以外のもの（私学助成を受ける幼稚園・特別支援学校等）	3～5歳
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（認定こども園、私学助成を受ける幼稚園、特別支援学校等）	3～5歳
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	満3歳児入園の3歳児

(2) 給付の方法等について

①子ども・子育て支援法に基づく給付

子ども・子育て支援法に基づく給付は、こどものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付があります。

ア 教育・保育給付

教育・保育給付には、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2種類があります。

施設型給付は、保育の必要性の認定等を受けたこどもが市町村の確認を受けた特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）を利用した場合。

地域型保育給付は、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこどもが地域型保育（小規模保育事業・事業所内保育事業等）を受けた場合。

イ 施設等利用給付

施設等利用給付は、私学助成を受ける幼稚園（こどものための教育・保育給付の対象ではない）、認可外保育施設、特別支援学校等を利用した場合。

②地域子ども・子育て支援事業

在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及びこどもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

■地域子ども・子育て支援事業の一覧

・利用者支援事業 ・時間外保育事業（延長保育） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会） ・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ・妊婦健康診査 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設> ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 <令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設> ・妊婦等包括相談支援事業 ・産後ケア事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和7年度に制度化、令和8年度からは全自治体で実施されます。そのほかの事業は努力義務となっています。
--	--

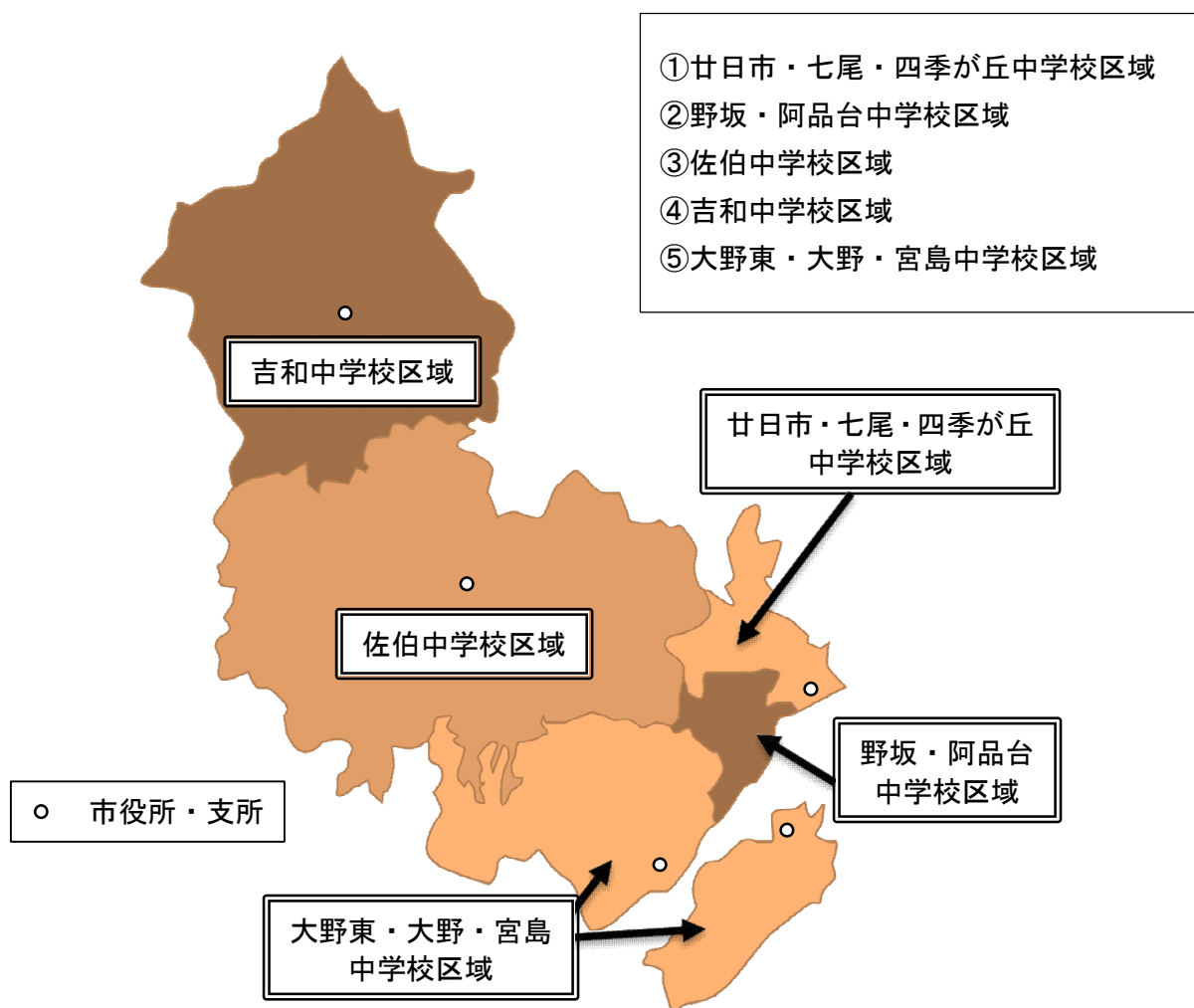
2 教育・保育サービスの提供区域

(1) 提供区域の設定

本計画では、「量の見込み」と「確保の方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域（以下「提供区域」という。）を設定しています。

提供区域の設定にあたっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件」を総合的に勘案して、小学校区や中学校区など、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めることになっています。

本市では、地域の特性、既存施設の状況、交通利便性、人口推計、ニーズ量等を判断材料として多角的に検討を行い、次の5つの提供区域を第2期に引き続き設定します。



(2) 各提供区域の特性

①廿日市・七尾・四季が丘中学校区域

J R廿日市駅、J R宮内串戸駅を中心とした3つの中学校区からなる区域です。J R、バス、広電が運行しており、利便性の高い区域です。教育・保育施設も整備されています。

【区域の教育・保育施設数】 21園

- ・ 保育園 15（公立保育園 4、公私連携型保育園 2、私立保育園 9）
- ・ 私立認定こども園 3
- ・ 私立幼稚園 3

②野坂・阿品台中学校区域

J R阿品駅を中心とした2つの中学校区からなる区域です。J R、バス、広電が運行しており、利便性の高い区域です。教育・保育施設も整備されています。

【区域の教育・保育施設数】 9園

- ・ 保育園 7（公立保育園 4、私立保育園 1、私立小規模保育園 1、私立事業所内保育園 1）
- ・ 私立認定こども園 1
- ・ 私立幼稚園 1

③佐伯中学校区域

合併前の旧佐伯町を一区域とする1つの中学校区からなる区域です。保育園、認定こども園のほか、児童館等の施設が一定量整備されています。

【区域の教育・保育施設数】 3園

- ・ 公立保育園 2
- ・ 私立認定こども園 1

④吉和中学校区域

合併前の旧吉和村を一区域とする1つの中学校区（小中一貫校）からなる区域です。廿日市市役所まで約40kmの距離があります。

【区域の教育・保育施設数】 1園

- ・ 保育園 1（公立保育園 1）

⑤大野東・大野・宮島中学校区域

合併前の旧大野町及び旧宮島町を一区域とする3つの中学校区からなる区域で、沿岸部に人口、行政サービスが集中しています。

【区域の教育・保育施設数】 11園

- ・ 保育園 7（公立保育園 4、公私連携型保育園 1、私立保育園 2）
- ・ 私立認定こども園 3
- ・ 私立幼稚園 1

3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定にあたっては、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、広域性や地域性を考慮しました。

各サービスの利用状況、定員のほか、施設の設置場所等を踏まえ、地域子ども・子育て支援サービスの提供区域は基本的には「市全域」としました。

ただし、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、各小学校又は小学校周辺での実施となることから、「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域
①利用者支援事業	市全域
②時間外保育事業（延長保育）	市全域
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
④放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	小学校区
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	市全域
⑥乳児家庭全戸訪問事業	市全域
⑦養育支援訪問事業	市全域
⑧地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	市全域
⑨一時預かり事業	市全域
⑩病児・病後児保育	市全域
⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市全域
⑫妊婦健康診査	市全域
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域
⑭子育て世帯訪問支援事業	市全域
⑮親子関係形成支援事業	市全域
⑯妊婦等包括相談支援事業	市全域
⑰産後ケア事業	市全域
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域

4 教育・保育サービス

計画期間中の教育・保育サービスの確保の内容及び実施時期（確保の方策）は次のとおりです。

（１）廿日市・七尾・四季が丘中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】（幼稚園・認定こども園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	512	423	395	367	339	310
②供給量（確保方策）	794	794	794	809	809	809
②－①過不足	282	371	399	442	470	499

■ 2号認定【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	891	882	872	858	890	874
②供給量（確保方策）	1,078	1,023	1,023	1,053	1,053	973
②－①過不足	187	142	151	195	163	99

■ 3号認定【0歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	108	90	82	76	76	71
②供給量（確保方策）	143	153	153	156	156	156
②－①過不足	35	63	71	80	80	85

■ 3号認定【1歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	242	243	246	246	263	264
②供給量（確保方策）	278	273	273	283	283	271
②－①過不足	36	30	27	37	20	7

■ 3号認定【2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 （実績）	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	277	297	296	291	304	301
②供給量（確保方策）	329	324	324	334	334	316
②－①過不足	52	27	28	43	30	15

（2）野坂・阿品台中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】（幼稚園・認定こども園を利用）

単位：人

	令和5年度 （実績）	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	291	219	192	165	143	120
②供給量（確保方策）	590	465	210	210	210	210
②－①過不足	299	246	18	45	67	90

■ 2号認定【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

単位：人

	令和5年度 （実績）	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	363	343	331	311	299	284
②供給量（確保方策）	415	466	556	556	556	556
②－①過不足	52	123	225	245	257	272

■ 3号認定【0歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 （実績）	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	30	30	30	29	28	27
②供給量（確保方策）	36	38	38	38	38	38
②－①過不足	6	8	8	8	8	8

■ 3号認定【1歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	92	90	90	88	86	84
②供給量（確保方策）	102	99	99	99	99	99
②－①過不足	10	9	9	11	13	15

■ 3号認定【2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	101	120	119	118	117	115
②供給量（確保方策）	128	130	160	160	160	160
②－①過不足	27	10	41	42	43	45

（3）佐伯中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】（幼稚園・認定こども園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	25	14	11	9	7	6
②供給量（確保方策）	35	35	35	35	35	35
②－①過不足	10	21	24	26	28	29

■ 2号認定【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	85	75	68	62	56	50
②供給量（確保方策）	177	157	157	157	157	157
②－①過不足	92	82	89	95	101	107

■ 3号認定【0歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	9	10	10	9	9	8
②供給量（確保方策）	9	12	12	12	12	12
②－①過不足	0	2	2	3	3	4

■ 3号認定【1歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	18	18	17	17	16	16
②供給量（確保方策）	18	18	18	18	18	18
②－①過不足	0	0	1	1	2	2

■ 3号認定【2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	18	22	21	20	19	18
②供給量（確保方策）	24	22	22	22	22	22
②－①過不足	6	0	1	2	3	4

（4）吉和中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】（幼稚園・認定こども園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	0	0	0	0	0	0
②供給量（確保方策）	0	0	0	0	0	0
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

■ 2号認定【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	6	7	6	6	6	6
②供給量（確保方策）	18	18	18	18	18	18
②－①過不足	12	11	12	12	12	12

■ 3号認定【0歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	2	1	1	1	1	1
②供給量（確保方策）	3	3	3	3	3	3
②－①過不足	1	2	2	2	2	2

■ 3号認定【1歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	0	2	2	2	2	2
②供給量（確保方策）	3	3	3	3	3	3
②－①過不足	3	1	1	1	1	1

■ 3号認定【2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	3	3	3	3	3	3
②供給量（確保方策）	3	3	3	3	3	3
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(5) 大野東・大野・宮島中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】（幼稚園・認定こども園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	226	218	205	193	185	180
②供給量（確保方策）	294	219	219	219	219	219
②－①過不足	68	1	14	26	34	39

■ 2号認定【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	576	593	595	597	598	599
②供給量（確保方策）	703	701	701	701	701	701
②－①過不足	127	108	106	104	103	102

■ 3号認定【0歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	68	60	60	60	58	57
②供給量（確保方策）	68	61	61	61	61	61
②－①過不足	0	1	1	1	3	4

■ 3号認定【1歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	144	140	140	140	140	140
②供給量（確保方策）	144	140	140	140	140	140
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

■ 3号認定【2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

単位：人

	令和5年度 （実績）	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	167	168	169	170	171	172
②供給量（確保方策）	172	173	173	173	173	173
②－①過不足	5	5	4	3	2	1

5 地域子ども・子育て支援事業

計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」があります。

単位：か所

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
基本型・特定型	①需要量（量の見込み）	1	1	1	1	1	1
	②供給量（確保方策）	1	1	1	1	1	1
	②－①過不足	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	①需要量（量の見込み）	6	6	6	6	6	6
	②供給量（確保方策）	6	6	6	6	6	6
	②－①過不足	0	0	0	0	0	0

※令和5年度までは「母子保健型」、令和6年度から「こども家庭センター型」です。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	251	242	229	216	204	192
②供給量（確保方策）	251	242	229	216	204	192
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭のこどもに対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品、文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

■日用品、文房具、行事等の参加費用等の助成

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	1	1	1	1	0	0
②供給量（確保方策）	1	1	1	1	0	0
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

■私立幼稚園の副食材料費の助成

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	50	45	40	36	32	28
②供給量（確保方策）	50	45	40	36	32	28
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

（４）放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■廿日市小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	165	177	176	174	172	171
	高学年	51	54	54	53	53	53
	計	216	231	230	227	225	224
②供給量（確保方策）		216	231	230	227	225	224
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■平良小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	144	128	132	135	138	140
	高学年	33	38	40	42	43	44
	計	177	166	172	177	181	184
②供給量（確保方策）		177	166	172	177	181	184
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■原小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	20	20	20	22	23	24
	高学年	9	9	10	12	14	14
	計	29	29	30	34	37	38
②供給量（確保方策）		40	40	40	40	40	40
②－①過不足		11	11	10	6	3	2

■宮内小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	126	147	155	161	168	177
	高学年	43	36	38	39	41	43
	計	169	183	193	200	209	220
②供給量(確保方策)		169	183	193	200	209	220
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■地御前小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	93	115	115	114	115	115
	高学年	31	35	36	36	36	36
	計	124	150	151	150	151	151
②供給量(確保方策)		124	150	151	150	151	151
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■佐方小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	183	215	230	243	256	271
	高学年	35	35	37	40	44	47
	計	218	250	267	283	300	318
②供給量(確保方策)		218	250	267	283	300	318
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■阿品台東小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	54	62	63	63	65	65
	高学年	13	17	18	18	19	19
	計	67	79	81	81	84	84
②供給量(確保方策)		67	79	81	81	84	84
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■阿品台西小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	138	129	124	118	112	106
	高学年	36	37	37	36	36	36
	計	174	166	161	154	148	142
②供給量（確保方策）		174	166	161	154	148	142
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■金剛寺小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	81	81	79	77	76	74
	高学年	20	24	24	24	24	23
	計	101	105	103	101	100	97
②供給量（確保方策）		101	105	103	101	100	97
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■宮園小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	66	66	65	63	60	58
	高学年	20	21	21	21	21	21
	計	86	87	86	84	81	79
②供給量（確保方策）		86	87	86	84	81	79
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■四季が丘小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	70	66	60	54	49	46
	高学年	28	29	30	30	30	30
	計	98	95	90	84	79	76
②供給量（確保方策）		100	100	100	100	100	100
②－①過不足		2	5	10	16	21	24

■友和小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	34	42	42	41	40	40
	高学年	11	11	11	11	11	11
	計	45	53	53	52	51	51
②供給量(確保方策)		60	60	60	60	60	60
②－①過不足		15	7	7	8	9	9

■津田小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	20	16	14	13	12	10
	高学年	8	11	10	9	8	8
	計	28	27	24	22	20	18
②供給量(確保方策)		60	60	60	60	60	60
②－①過不足		32	33	36	38	40	42

■吉和小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	11	11	10	9	8	8
	高学年	6	6	5	5	4	4
	計	17	17	15	14	12	12
②供給量(確保方策)		17	17	17	17	17	17
②－①過不足		0	0	2	3	5	5

■大野東小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	269	313	336	355	378	390
	高学年	76	76	75	75	75	76
	計	345	389	411	430	453	466
②供給量(確保方策)		345	389	411	430	453	466
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■大野西小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	170	197	206	216	226	236
	高学年	56	54	55	55	54	54
	計	226	251	261	271	280	290
②供給量（確保方策）		226	251	261	271	280	290
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

■宮島小学校区

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込み)	低学年	37	41	41	42	42	43
	高学年	18	18	17	17	16	15
	計	55	59	58	59	58	58
②供給量（確保方策）		60	60	60	60	60	60
②－①過不足		5	1	2	1	2	2

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

ショートステイは、保護者の病気・出産・看護・事故・出張・育児疲れなどで、一時的に子育てが困難な家庭の児童を施設で預かる事業です。

トワイライトステイは、仕事などで恒常的に帰宅が遅い家庭の児童を預かり、食事や生活指導などの援助を行う事業です。

単位：人日

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	102	114	119	123	127	132
②供給量（確保方策）	102	114	119	123	127	132
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	627	610	581	552	526	499
②供給量（確保方策）	627	610	581	552	526	499
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人回

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	222	209	192	176	162	149
②供給量（確保方策）	222	209	192	176	162	149
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

（８）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域の身近な施設に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日/月

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	3,284	3,776	3,705	3,617	3,544	3,458
②供給量（確保方策）	3,284	3,776	3,705	3,617	3,544	3,458
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

（９）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園における一時預かり事業（３～５歳）

単位：人日

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	36,312	36,291	35,592	34,721	33,998	33,160
②供給量（確保方策）	36,312	36,291	35,592	34,721	33,998	33,160
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

②保育園等における一時預かり事業（０～５歳）

単位：人日

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	3,871	4,167	4,402	4,626	4,879	5,126
②供給量（確保方策）	3,871	4,167	4,402	4,626	4,879	5,126
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	1,009	1,009	990	966	947	924
②供給量（確保方策）	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
②－①過不足	151	151	170	194	213	236

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、仕事や家庭の都合等で育児や家事などの手助けをしてほしい「依頼会員」と、育児や家事などの手助けができる「提供会員」とが、助け合いを行う事業です。

単位：人日

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	539	514	482	449	421	393
②供給量（確保方策）	539	514	482	449	421	393
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	8,265	7,990	7,580	7,153	6,775	6,392
②供給量（確保方策）	8,265	7,990	7,580	7,153	6,775	6,392
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

単位：施設

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	16	16	16	15	15	15
②供給量（確保方策）	16	16	16	15	15	15
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

単位：人日

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	496	636	624	609	597	583
②供給量（確保方策）	496	636	624	609	597	583
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	37	38	39	40	40	41
②供給量（確保方策）	45	45	45	45	45	45
②－①過不足	8	7	6	5	5	4

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	1,528	1,402	1,368	1,340	1,312	1,280
②供給量（確保方策）	1,528	1,402	1,368	1,340	1,312	1,280
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(17) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

単位：人日

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	164	164	161	157	154	150
②供給量（確保方策）	164	164	161	157	154	150
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。本市では、令和8年度から実施する予定です。

単位：時間

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	—	—	10,720	10,320	9,950	9,570
②供給量（確保方策）	—	—	10,720	10,320	9,950	9,570
②－①過不足	—	—	0	0	0	0

第6章 計画の実現のために

1 計画の推進主体と連携の強化

全てのこどもの健やかな成長を実現するためには、市民一人ひとりが子育て支援について理解し、子育て家庭を見守り、支えていく役割を持つことが重要です。

行政だけでなく、家庭、地域、企業等社会が一体となってこどもを育むという視点に立ち、本計画に掲げる施策を推進します。

施策の推進にあたっては、平成24年に施行した「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」の考え方にに基づき、市民も行政もそれぞれ役割を果たしながら、連携して全てのこどもの輝く笑顔と健やかな成長を目指します。

(1) 家庭（保護者）の役割

児童福祉法及び、子ども・子育て支援法では、保護者の役割について「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」と定義しています。家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、保護者同士や地域の人々とつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たすことが必要です。

(2) こどもの役割

「こどもまんなか社会」が推進されるよう、様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することが必要です。

(3) 地域の役割

保護者が子育てに対して、不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう、地域は保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが必要です。

また、地域における世代間交流の輪を広げ、気軽にあいさつを交わすなど地域のこどもと子育て家庭を見守り、温かく接することが必要です。

(4) サービス事業者の役割

保育・教育機関は、大切なこどもを預かり、親に変わって保育や教育を行うという視点で、保育園、幼稚園のそれぞれが持つ特性に合わせて、子育てに取り組むことが必要です。また、保護者との連絡体制を取り、家庭との連携を持って子育てを行えるよう保護者への支援が求められます。

教育についてはこどもの生きる力が学べるように指導を行うとともに、道徳教育にも力を入れ、いじめや差別などがなくなるように配慮することが必要です。

（５）事業主の役割

子育て中の労働者が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、長時間労働の是正、労働者自身の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める必要があります。

また、元の職場に安心して復帰できるような体制の整備やこどもの病気への対応及び学校行事などに参加しやすい環境をつくるよう、有給休暇等を使って柔軟に対応することが求められます。

（６）行政の役割

行政の責務として、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任があります。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、全てのこどもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭やこどもの状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

また、庁内関係部局や国・県、近隣市町などの関係部署及び地域・サービス事業者・事業主との連携を図り、子育て施策を積極的に推進できるよう必要な予算措置を行います。特に、サービス事業者には子育て環境の変化や子育ての多様なニーズに対応できるよう支援・指導し、子育てサービス全体の質の向上を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進行管理は、計画内容の審議を行った「廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会」で行います。

廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会は、毎年度、施策の実施状況等について点検、評価します。市はその結果を公表するとともに、これに基づき、取組内容の改善を図ります。

また、社会・経済情勢の変化や本市のこどもと子育て家庭の状況や保育ニーズの変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行います。

【個別事業の進捗状況対象指標】

- 教育・保育サービスの提供量及び確保の方策
- 地域子ども・子育て支援事業の提供量及び確保の方策
- その他、市で独自に掲げた数値目標項目

【計画全体の成果対象指標】

- 「廿日市市は子育てしやすいまちかどうか」について、次回の計画策定時にアンケート調査を実施し、その結果を計画全体の評価とします。

第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：廿日市市

編集：廿日市市 健康福祉部 こども課

〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

TEL 0829-30-9197

FAX 0829-30-9131